

保護者の皆様へ

保育所等継続手続き用の調査票等を配布いたしますので、令和8年度も継続希望の方は令和8年1月30日(金)までに以下に掲げる必要書類をそろえて封筒のおもて面に施設名・入所こども氏名・生年月日を記入の上、封をして園に提出してください。

※期限内に提出がない場合は継続の意思がないものと判断し、令和8年3月末で退所となります。(令和8年3月末までに退所をすることが確定している場合は、提出の必要はありません。)

※転所を希望するため、令和8年4月保育所一斉入所の申込みをされている方のうち、一斉入所で転所が決まらなかった場合に現在通所されている保育所等の継続を希望する方は提出が必要です。他の方と同様、令和8年1月30日(金)までにご提出ください。

※小規模保育事業所、事業所内保育事業所を令和8年3月に卒園される方は、提出の必要はありません。

☆保育所等継続申込書一式について

- ①支給認定現況届 兼 保育所等継続調査票
- ②保育所等継続(2・3号認定)に必要な書類チェック表
- ③保育所等継続に関する重要事項確認書及び同意書
- ④保護者全員分の保育の必要性の理由証明書又は申立書と確認書類
- ⑤その他該当者のみ必要な書類

※④・⑤につきまして、「②保育所等継続(2・3号認定)に必要な書類チェック表」を参照してください。同封の配布書類以外の書類が必要な方は、生駒市HP(窓口)もしくはご利用いただいている保育所等で入手していただき、提出してください。

☆ご注意ください

◎きょうだいで保育所等を利用している場合、①を除き原本を1部ご用意ください。原本を一番下の在園中の園児に添付し、きょうだいの調査票にはコピーを添付してください。(きょうだいで別園を利用している場合も同様です。)

◎令和8年4月1日時点の状況が分かる書類が必要です。すでに年度内で退職が決まっている場合は、4月からの就労先の就労証明書を提出してください。

◎年度内に状況が変更される方については、継続確認書類とは別に支給認定変更申請書+証明書類が必要です。支給認定変更申請書を絶対に継続確認書類の封筒に入れないでください。

(例)2月末で退職し、求職活動に移行し、1月時点で4月～の就労先が決まっていない場合
⇒求職活動申告書を継続確認書類の封筒に入れるとともに、支給認定変更申請書+求職活動申立書をセットで提出してください。

◎保護者以外の同居の方の書類は不要です。ただし、在宅障がい者がいる場合は書類が必要です。

☆継続案内及び必要書類を生駒市ホームページに掲載しています。必ずご確認ください。

【ホームページはこちら▼】



【本件に関するお問合せ】

〒630-0288 生駒市東新町8番38号
生駒市教育部 幼保こども園課保育幼稚園係
TEL:0743-74-1111(内線2761)